

記者会見概要

【日 時】 平成 29 年 1 月 20 日（金） 16 時 5 分～16 時 20 分

【場 所】 都道府県会館 5 階 本会会議室

【発言概要】

野川会長：本日の定例総会において、「参議院議員選挙制度の抜本の見直しを求める決議」を決定した。

参議院議員選挙区の合区問題については、これまでも定例総会などの場において、鳥取県議会、島根県議会の議長から問題提起の発言があった。

これを踏まえ、昨年 12 月 13 日開催の役員会において議論した後、決議案として取りまとめ、お手元に配布のとおり本日の定例総会で決定されたものである。

決議の趣旨としては、今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として行われ、改正公職選挙法の附則において抜本的な見直しについて規定されていることから、都道府県が民主政治の単位として機能してきたという実態を踏まえ、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう求めるものである。

なお、本決議については、参議院議長ほか関係要路に配布することとしている。

二番目として、平成 29 年度地方財政対策については、私も国と地方の協議の場等へ出席し、政府・与党に対し要請を行ってきた。

その結果、地方の一般財源総額は、前年度を 0.4 兆円上回る 62.1 兆円が確保され、特に、地方創生の実現に向け、「まち・ひと・しごと創生事業費」が引き続き 1 兆円確保されたことや、地方自治体が喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費の対象事業が拡充され、平成 32 年度まで延長されたことなどは、本会をはじめ地方六団体の強い要望を反映したものであり、よい結果となったと考えている。

また、地方創生の実現には、地方における雇用を確保し、若年世代の人口流出に歯止めをかけることが重要であると考えている。そのため、高速交通網と地域交通網のアクセス強化、情報通信環境整備など、人や企業の地方分散に不可欠な公共インフラの早期整備などについて、引き続き政府・与党に要請していきたいと考えている。

次に、地方議会議員の厚生年金への加入についてである。

昨年 12 月 17 日に第 192 回国会が閉会した。本会は、同国会への地方議員年金関連法案の提出及び成立を目指し、9 月の役員会において今後の活動方針を決定するとともに、10 月 25 日開催の第 155 回定例総会では「地方議会議員の厚生年金への加入を求める決議」を決定したところである。

これまでに、29 道県議会において同趣旨の意見書が可決され、法整備の早急な

実現を求めたところであるが、残念ながら目標としていた同国会での関連法案の提出・成立には至らなかった。

しかしながら、地方議会議員の厚生年金加入は、地方議会における人材確保の観点からも必要不可欠なものであり、市区町村議会でも同趣旨の意見書が多数可決されているところである。

については、今通常国会において必ずや関連法案の提出並びに早期成立を図るため、市議長会、町村議長会とも連携を図りながら、地方議会の声を強力に国会に届けるよう要請していきたいと考えており、本日の役員会において活動方針を再確認したところである。

次に、政務活動費についてである。

政務活動費については、昨年は、私的流用などの不正事案が次々と発覚したことから、国民の大きな関心事となり、住民の信頼を大きく揺るがすものとなった。

政務活動費は、交付を受けた会派や議員が、使途基準を遵守し、支出について、住民に対し説明責任を十分に果たしていくべきものであることから、会派や議員に、改めてこのことを強く自覚してもらい、政務活動費が適正に運用されているということを、自ら、しっかりと情報発信してもらい、住民の信頼が早急に回復することを強く望んでいる。

このため、昨年12月13日開催の役員会で、お手元の「政務活動費の透明性の向上に関する決議」を決定し、改めて、本日の定例総会で各議長に報告した。

決議は、ご覧のとおり、各都道府県議会の総意に基づくもので、多少抽象的な表現と思われる箇所もあるかと思うが、住民の信頼を回復するために、各議会において適切な手法により、政務活動費の透明性のより一層の向上を図っていく必要がある、我々議長が、強いリーダーシップを発揮し、取り組んでいくという、各議長の決意を表明したものとなっている。

すでに、いくつかの議会において、例えば収支報告書及び関係書類のインターネット公開は宮城、富山、石川、福井、奈良、鳥取、大分、是正勧告・是正命令等の議長の権限の強化は富山、などの見直しが行われつつあり、前向きに取り組まれているものと承知している。

こうした流れが広まり、各議会での政務活動費の透明性の向上に向けた取り組みが、加速していくことを、強く期待しているところである。

記者：本日決定した「参議院議員選挙制度の抜本的見直しを求める決議」の中では、「都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度」を要請されているが、これについては全国知事会なども要請しているし、自由民主党においても合区の見直しが必要だということで意見があると思うが、具体的に一票の較差の問題も一方ではあり、その一票の較差と都道府県単位の代表をどう出すかというところの兼ね合いが非常に難しいところであると思う。具体的にその一票の較差との関係でどのような選挙制度にするという具体的な案というのは想定さ

れているのか。

野川会長：一票の較差という議論よりは、むしろその制度本来がどうあるべきか、ということに立ち返って、よく言われる参議院は地域の代表的性格を持つものであるというところを我々としては重視して、やはり都道府県からの意見が国に対してしっかりと伝わるようにという、本来制度がこうあるべきだということでの決議である。衆議院はよく言われるように、個人の代表としてということであるが、参議院の役割は自ずと違うのではないか、ということであると思う。

記者：全国知事会では、例えば公職選挙法や憲法の改正など、様々な具体的な案も検討しているところであるが、議長会では、例えば役員会などで、具体的にどういう選挙制度であれば、都道府県単位の代表と一票の較差とのバランスが取れる選挙制度となり得るのか、ということは議論しているのか。

野川会長：そこまで具体的な議論はしていない。そこは既に各政党や全国知事会で議論しているので、我々としては制度本来の趣旨に立ち返ってというか、参議院制度がどうあるべきか、という観点から決議を決定した。

記者：地方六団体の中では、同様の決議をしたのは5番目ということになるが、地方六団体が同様の決議を採択していく意義をどう考えているのか。

もう一点は、全国町村会、島根県や鳥取県などでは、決議の言い回しの中で合区の解消を要望してきているが、今回の決議で「選挙制度の抜本的見直し」という言い回しになったのは、何か憲法改正などの思いがあってそうしているのか。

野川会長：最終的には憲法を改正して各都道府県から最低一人ということは、規定する必要があるのだろうと思うが、我々としてはそこまで踏み込むことではなくて、地方の実情を一番知る立場として、やはり鳥取県、島根県の議長の意見によれば、「相当住民の関心度も低くなってしまった」、「投票率も低い」ということも含めて、現場の意見として申し上げたということである。

記者：本日の合区の決議に対して、大阪府からは賛否を留保したいという意見が出たが、このことに対してどう受け止めているのか。

野川会長：大阪府の意見はごもっともだとは思いますが、その他の都道府県議会の方々からは、賛同いただいたということで決議した。

記者：これだけ政務活動費で不正があったなかで、厚生年金への加入ということであるが、大阪府からも意見があったが、どうやって国民の理解を得ていくのか。

野川会長：本来、政務活動費と年金の問題は全く別の問題であると思うが、やはり実態として国民の理解を得るには、政務活動費についてしっかりと襟を正すことが必要だということも鑑みて、昨年12月に役員会を開催し、「政務活動費の透明性の向上に関する決議」を決定したところである。政務活動費については、各都道府県議会で要綱が違うため、議長会として、「こうなさい」、「こうあるべきである」というような言い方はできなかったが、最大公約数というか、皆も問題意識を持っていて、こういったとりまとめになった。やはり、各都道府県議会でそれぞれ今努力しており、私の地元でも政務活動費の要綱改正やネット公開などについて盛んに議論しており、なかなかすぐに全国一律でネット公開までやるところまではいかないが、確実にそれは前進していると思っているし、いずれ国民の理解を得られるのではないかと考えている。

記者：昨年であれば、富山県などにおいて政務活動費などの問題が数多く発覚している。そのことについて会長としてどう受け止めているのか。また、取組の確実性をどう担保していくのか、議長会としてどうチェックしていくのか、ということをお願いしたい。

野川会長：後者の議長会として取組の確実性を担保していくということについては、そこまで議長会に権限があるのかということがある。我々はあくまで各都道府県議会議員の集まりであり、議長会で何かを決めて、「こうなさい」という団体ではないということは再三申し上げているとおりである。

政務活動費の使用の問題では、山形県でも1名、不適切な使用があった。きちんとその県ごとに定められた要綱を守っていれば、防げた事例であると思っている。三カ月ごとの事前点検や議長権限の強化によって、それはある程度防いでいくことは可能であると思う。それでも意図して不正使用することに対しては、別の問題になるので、そこはなかなか難しいと思うが、それぞれ議員個人個人の良識に従ってやってきたし、これからもそうであるべきだし、そうでなくてはならないと思っている。

記者：地方議員の厚生年金加入の件については、今国会での議員立法での提出、成立を要請していくということである。昨年、自由民主党において三議長会からヒアリングをしたということであるが、各政党の検討状況を要請する側としてどのように認識しているのか。

野川会長：私として自由民主党や公明党の方々に説明をした。民進党なり他党との調整は自由民主党の方でやっていると思われている。

(以 上)